社会福祉法人精華町社会福祉協議会

令和6年度 第4回 理事会議事録

2 開催場所 地域福祉センターかしのき苑 2階ふれあい大ホール

3 出席者 理事総数 12名

出席理事数 11名

理事 林徹 早樫一男 檀上幸裕 松岡順子

山本正來 古海りえ子 島田茂 西田邦子 山澤知子 岡田敦子 岩前良幸(午後4時03分入室)

監事総数 2名出席監事 2名

監事 池田昌遠 川井治孝

- 4 欠 席 者 長谷川悟
- 5 決議に特別の利害関係を有する理事 該当者なし
- 6 議 題
 - (1)決議事項

第1号報告 会長職務の執行状況について 第12号議案 組織規則の一部改正について

- (2) 諸報告
- 7 議事の経過要領及び議案議決の結果

定刻に至り、定款第30条の規定により議長に林理事が選任され、議長は 定款第31条第1項に定める定足数を満たしていることを確認し、議事に入 った。

第1号報告 会長職務の執行状況について

理事会への報告事項として、報告資料に基づき山本会長から、令和6年3月から令和6年10月までの職務執行状況について説明があった。

第12号議案 組織規則の一部改正について

高齢者人口の増加に伴い、現在、精華町内に2か所設置されている地域 包括支援センターが、令和6年12月1日から3か所に増設されることと なった。精華町との調整の結果、精華町社会福祉協議会が担当する圏域は 「中部地域包括支援センター」と定められたため名称を変更する。

職員の定年延長(満60歳から満65歳)に伴い、管理職等に役職定年を設け、役職定年後の呼称を規則に追加する。

また、一般職員のキャリアアップの仕組みを充実させるために、係長と主任の間に「主査」を追加する等、事務局の組織体制を見直ししたい旨を、 事務局長が「組織規則」の一部改正の新旧対照表により説明した。

以上の説明を受け、第12号議案 組織規則の一部改正について質疑をおこなったところ、質問がなかったため議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

諸報告

以下の事項について、事務局から報告をおこなった。

法人運営室長から、法人運営室として下記の7点について報告した。

- (1) 精華町社会福祉協議会ウエブサイト(ホームページ) 新設
- (2) 精華町社協公式ライン新設
- (3) 全国社会福祉大会 全国社会福祉協議会会長表彰
- (4) 令和6年度 福祉事業実績報告
- (5) 第2四半期の収支状況の報告
- (6) 苦情対応結果報告
- (7)福祉活動専門員に係る地方交付税措置の拡充について 地域福祉課長から、地域福祉課として下記の9点について報告した。
 - (1) 相談業務の実績
 - (2) ふくしの総合相談支援事業(絆ネット構築支援事業)
 - (3) 社協会員募集について
 - (4) 生活福祉資金貸付事業(本則)
 - (5) 第12回きょうと地域福祉活動実践交流会
 - (6) 令和6年度精華町社協関係助成金一覧表
 - (7) 南部地域包括支援センター実績
 - (8) まちの福祉サポート店事業
 - (9) 事故報告

在宅介護課長から、在宅介護課として下記の4点について報告した。

- (1) 居宅介護支援係の事業実績
- (2) 訪問介護係の事業実績
- (3) 利用者満足度調査結果
- (4) 令和6年度介護保険事業計画進捗報告(第2四半期)

通所介護課長から、通所介護課として下記の5点について報告した。

- (1) 通所介護課の事業実績
- (2) 利用者満足度調査結果

- (3) 令和6年度介護保険等事業計画進捗状況(第2四半期)
- (4) 「ほっとあんしん認知症講座の開催」について
- (5) 「住民向け防災講座の開催」について

諸報告の後、議長から全般的なところで意見等を聞いたところ、以下の質 疑応答があった。

西田理事 今まで地域包括支援センターは、北部と南部という分け方をしていたが、新しく中部という名称が出てきて、利用者や地域住民はどのように理解しているのか。また、南部という場所は設けてあるのか。

事務局長 12月1日から、地域包括支援センターが3圏域に分かれることになり、北部・中部・南部となる。本会は中部というところを 所管することになる。

新たに桜が丘地域にある社会福祉法人が、南部地域包括支援センターを運営される。具体的には山田荘小学校区住民の相談窓口が、社会福祉法人の芳梅会となり一元的に受けられることになる。

精華町行政の事業になるため、町の方から広く住民に周知されると思っている。現在、介護保険の要支援認定を受けている方については、前任者と12月からの新しい担当者で、個別に引継ぎをおこなっている。名称変更ということで、ご不便をおかけするが、スムーズな引継ぎがおこなわれるように、現在準備しているところである。

西田理事 新しい南部地域包括支援センターの場所は、以前、桜が丘のマーケットがあったところか。

事務局長 西田理事の言われる通りの場所である。

以上をもって案件の全てを終了したので議長が閉会を宣し、午後4時25 分散会した。

上記の決議を証するため議事録署名人において次に記名押印する。

令和6年11月22日作成 社会福祉法人精華町社会福祉協議会 令和6年度第4回理事会

<u>会</u>	長	<u> </u>
55	-1-	ŕn
監	事	印
ш.		F II
監	事	<u> </u>